## 第3次中津市男女共同参画計画

~男女がともにススメる なかつプラン2021~

令和3年4月 中 津 市

## はじめに

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした変化に対応し豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が対等なパートナーとして認め合い、それぞれがあらゆる分野で個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。



中津市では平成16年に中津市男女共同参画計画「ともに生き活きプランなかつ」を策定、平成27年には中津市男女共同参画推進条例を制定するとともに、「第2次ともに生き活きプランなかつ」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け様々な施策を推進してまいりました。こうした中、平成29年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識については徐々に改善されつつあるものの、依然として、社会制度の不平等や、意思決定の場への女性の参画が少ないなどまだまだ多くの課題が残されていることが分かりました。

さらに、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及、また近年増加しているドメスティック・バイオレンス(DV)への対策など、新たな課題にも取り組む必要があります。

こうした社会情勢並びに本市のこれまでの取り組みの評価・課題と「市民意識調査」の結果を踏まえ、国際社会の共通課題であるSDGsの理念も取り入れ、今後の施策の方向や内容等を定めた「第3次中津市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画を実効性のあるものとし、男女共同参画社会を実現するために、市民、各種関係機関・ 団体、事業者の皆様と課題をともに認識し、連携・協力を図りながら、取り組んでまいります。 皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、このプランの策定にあたり、市民意識調査や意見募集などで貴重なご意見をお寄せ くださいました市民の皆さまをはじめ、熱心にご審議いただきました中津市男女共同参画推進 懇話会委員の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和3年4月

中津市長 奥塚 正典

## 目次

◆「第3次中津市男女共同参画計画」策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の体系図
◆計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
基本目標 I 男女共同参画社会をめざす意識づくり (意識改革・教育)・・・・・・・・・・4
1. 男女共同参画社会に向けた意識改革
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
3. 男性・子どもにとっての男女共同参画
基本目標 II 男女共同参画のための社会環境づくり(地域・労働)・・・・・・・・・・・・11 《女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく中津市推進計画》
1. 政策・方針決定の場への女性の参画促進
2. 仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援
3. 防犯・防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
4. 就業機会の拡大と労働環境の整備促進
5. 農林漁業・商工業などの自営業における男女共同参画の促進
基本目標Ⅲ 男女がともに自立し、安心して活躍できる生活づくり (健康・福祉)・・・・24
1. 生涯にわたる健康の維持・増進
2. 多様な家族形態に対応した施策の充実
3. 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備
4. 子育て支援の充実・施策の推進
基本目標IV 人権の尊重と男女共同参画促進の環境づくり(暴力の根絶・人権)・・・・・・32 《配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく中津市基本計画》
1. 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
2. 人権尊重・人権擁護の体制づくり
3. 国際化社会における理解と協調
◆推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

この第3次中津市男女共同参画計画については、SDGs(※)の理念を共有するものとなっています。

# SDGsとは

#### 持続可能な開発目標SDGs

持続可能な開発目標SDGs (エスディージーズ) とは国連の持続可能な開発のための 国際指標であり、17のグローバル目標と169のターゲット (達成基準) からなります。 (※2015年9月に国連総会で採決された世界共通の目標。2030年までに経済・社会・環境など様々な課題に取り組もうと定められました。) 世界中の"誰一人取り残さない"を理念としています。



#### 「第3次中津市男女共同参画計画」策定にあたって

#### 1. 計画策定の趣旨

国は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を二十一世紀の社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとして、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

中津市においても、2004(平成16)年3月に中津市男女共同参画計画「ともに生き活きプランなかつ」を策定し、2015(平成27)年3月には中津市男女共同参画計画「第2次ともに生き活きプランなかつ」を策定、これに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革や環境整備などのさまざまな取り組みを実施してきました。

この「第2次ともに生き活きプランなかつ」が終了したことから、引き続き男女共同参画の実現をめざし、少子高齢化や女性の社会進出など社会経済情勢の急速な変化を受けて多様化する課題に対応するため「第3次中津市男女共同参画計画」(以下「本計画」)を策定するものです。

なお、計画の策定にあたっては、国際社会の共通課題であるSDGsの理念を取り入れるとともに、平成29年度に実施した市民意識調査について、前回調査(平成24年度)と比較分析し、現状と課題を明確にした上で対策を講じるよう計画しました。

また、本計画全般を遂行するうえで、あらゆる場面において、デジタル技術の活用をすすめる ことで、サービスの効率化や地域の課題解決を進め、より一層便利で快適な市民生活の実現を図 ります。

#### 2. 計画の位置づけ

- ●男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ●中津市男女共同参画推進条例の第10条に基づく「男女共同参画計画」
- ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- ●第五次中津市総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン2017」の施策を 推進するための個別計画

#### 3. 計画の期間

2021 (令和3) 年度から2025 (令和7) 年度までの5年間とします。

## 4. 第3次中津市男女共同参画計画の体系図

## 基本目標 主要課題 I 男女共同参画社会をめざす 1. 男女共同参画社会に向けた意識改革 意識づくり (意識改革・教育) 2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 3. 男性・子どもにとっての男女共同参画 (₽ ∢<u>≜</u>⊁ 男 Ⅱ 男女共同参画のための社会環境 女 づくり 1. 政策・方針決定の場への女性の参画促進 (地域・労働) 共 女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律に基づく 同 中津市推進計画 2. 仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援 参 画 3. 防犯・防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 社 4. 就業機会の拡大と労働環境の整備促進 会 の 5. 農林漁業・商工業などの自営業における男女共同参画の促進 実 現 Ⅲ 男女がともに自立し、安心して 活躍できる生活づくり 1. 生涯にわたる健康の維持・増進 (健康・福祉) 2. 多様な家族形態に対応した施策の充実 3. 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備 ń÷†÷Ť 4. 子育て支援の充実・施策の推進 8 IV 人権の尊重と男女共同参画促進 の環境づくり 1. 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 (暴力の根絶・人権) 2. 人権尊重・人権擁護の体制づくり 配偶者からの暴力防止及び被害者の 保護等に関する法律に基づく 中津市基本計画 3. 国際化社会における理解と協調

	主 な 担 当 課																			
施策の方向	総務課	防災危機管理課	秘書広報課	人権・同和対策課	環境政策課	市民安全課	地域医療対策課	子育て支援課	介護長寿課	福祉支援課	学校教育課	社会教育課	観光推進課	総合政策課	商工・雇用政策課	企業誘致・港湾課	農政振興課	林業水産課	農業委員会	市民病院総務課
(1) 意識改革のための啓発	•			•																•
(2) 家庭・職場・地域における社会制度・慣行の見直し				•											•					
(1) 保育園・幼稚園・学校における男女共同参画教育の推進								•			•									
(2) 生涯にわたる男女共同参画学習の推進				•				•				•								
(1) 男性・子どもにとっての男女共同参画への意識啓発				•																
(2) 男性の家庭・地域への参画の推進				•				•	•						•					
(3)子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進								•			•									
(1) 各種審議会等委員への女性の参画促進				•																
(2) 各種団体や企業における女性の参画・登用促進				•																
(3) 女性の人材育成と確保				•																
(1) 仕事と生活の調和の実現				•											•					
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援				•				•	•		•				•					
(3) 各種団体・地域活動への支援				•								•								
(1) 防犯・防災に関する男女共同参画の推進		•				•														
(2) 環境などの地域課題への男女共同参画の促進					•															
(1)職場における男女均等の推進				•											•					
(2) パートタイマー・派遣労働者の就業条件の整備															•					
(3) 女性の就業・再就職の支援															•	•				
(1) 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大																	•	•	•	
(2)女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備															•	•	•	•		
(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進							•													
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援							•													
(1)ひとり親家庭に対する福祉施策の向上								•												
(2) 多様な家族形態を認めあう意識啓発				•																
(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備									•						•					
(2) 障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備								•	•	•										
(1)子育て支援制度の充実				•				•												
(2)子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進								•												•
(1) 配偶者等からの暴力をなくすための基盤づくり				•							•									
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進				•		•		•	•	•	•									•
(1)人権としての性を尊重する教育・意識の啓発	•		•	•							•									•
(1) 国際感覚の向上											•	•								
(2) 在住外国人と地域における交流の推進								•				•	•	•	•					
(3)外国人が安心して暮らせる環境の整備												•								

## 男女共同参画社会をめざす意識づくり (意識改革・教育)

#### 主要課題 1 男女共同参画社会に向けた意識改革

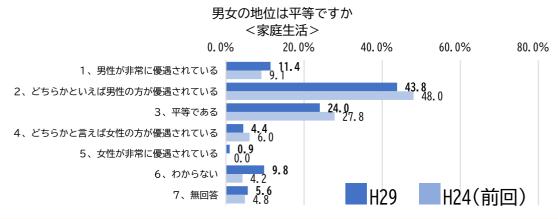
#### 【現状と課題】

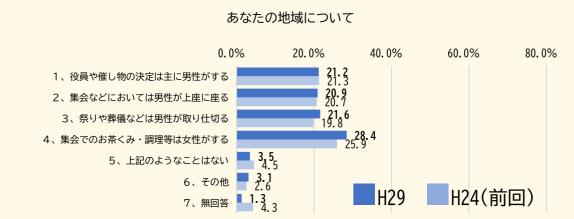
男女共同参画社会の実現の大きな障壁の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。これまでの取り組みにより、平等に向けての意識は少しずつ浸透してきているものの、「平成29年度市民意識調査」の結果を見てもいまだに根強く残っています。今後も、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させることが最大の課題です。

これまでの社会制度・慣行を見直し、家庭、職場、地域における男女の対等な立場での参画を推進します。

#### 【男女の意識について】

●「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方





#### 中津市「男女共同参画社会の実現にむけて市民意識調査」実施

- ・平成29年9月~10月実施、市内在住の18歳以上の男女1,000人を対象
- 回収率: 43.2% (有効回答者数: 429人)

#### 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

#### 主要課題 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

#### 【現状と課題】

男女共同参画の意識づくりには、次代を担う子どもたちが健やかに、また「すべての人の人権を尊重する」人権意識を持って成長していくことが必要です。保育所、幼稚園、学校と発達段階に応じて男女共同参画の理解の促進に努めることが求められます。

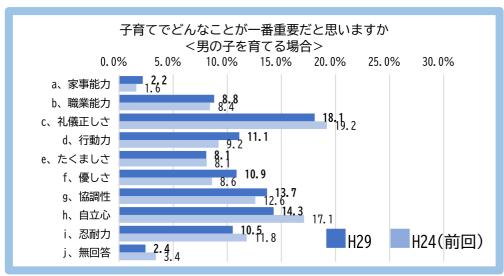
また、男女共同参画の意識づくりに生涯学習の果たす役割も大きく、男女が共に参加し楽しめる講座や学級を開催し、幅広い年齢層の男女が参加しやすいように学習内容を工夫する必要があります。

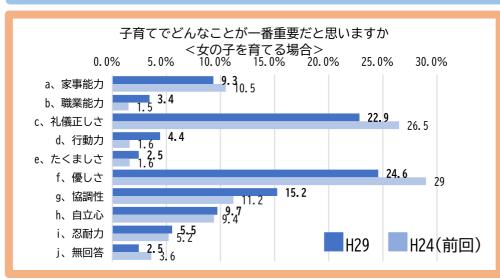
#### 【子育てについて】

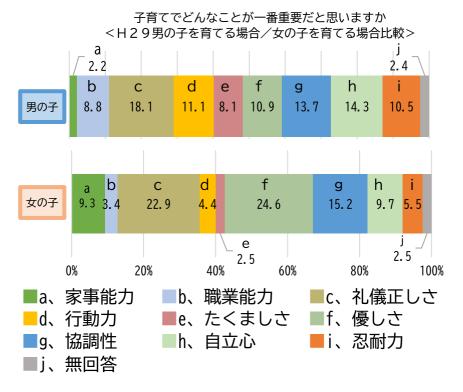
#### ●子育てでどんなことが一番重要だと思いますか

#### 〈調査項目〉

a家事能力b職業能力c礼儀正しさd行動力eたくましさf優しさg協調性h自立心i 忍耐力j 無回答







〈男の子、女の子ともに、「礼儀正しさ」が上位となっています。それ以外の特徴としては、女の子は「やさしさ」、男の子は「自立心」が重要だと考えられています。

#### ●子育てに必要な支援はどのようなことだと思いますか

#### 子育てに必要な支援等は

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0%



「出産、育児に対する経済的な支援の拡充」と回答した人が最も多くなっています。 家族の役割を話し合い、お互いに支え合うことが大切です。

☆平成29年度市民意識調査結果より☆

#### 主要課題 3 男性・子どもにとっての男女共同参画

#### 【現状と課題】

今までは女性の地位を向上させること、女性のための男女共同参画の取り組みが 主でしたが、男性自身が固定的性別役割分担意識にとらわれていることから脱却し、 そうすることが男性にとってもより暮らしやすくなるものであることに理解を深め ることが必要です。

また、次代を担う子ども、若者世代への男女共同参画の理解促進が重要です。

身体的な違いがあっても、男女で差別されるのではなく一人の人間として、お互 いを尊重し合える環境が当たり前だと感じられる社会を目指し、子どもの頃からの 理解促進、意識づけを進める取り組みが必要です。

#### ●家事・育児・介護等への男性の参画を進めるために必要なことについて

家事・育児・介護等への男性の参加を進めるために必要なこと 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0%

19.9 1、男性対象の講習会(料理・育児・介護等)の開催 19.7 12.7 2、家庭における女性からの働きかけ 13.3 11.5 3、学校行事への男性の参加を促す仕組みづくり 8.7 13.9 4、学校における男女平等教育 14. 1 35.6 5、職場における育児・介護休暇等の環境づくり 39.1

6、その他 2.7 3.2 7、無回答 H29 H24(前回) 2.4

女性・男性の意見で最も多かったのが「職場における育児・介護休暇等の環境づ くり」です。男性も女性も同じように「家事・育児・介護等への参加」は必要だと 感じています。

育児・介護休暇を遠慮なく取得できる職場環境の改善と、一人ひとりの意識を変 えることが大切です。

☆平成29年度市民意識調査結果より☆

#### ●男性の地域活動への参画について

中津市では、男性が参加しやすい学習の 機会として、平成17年度より年に3回料 理教室を開催しています。

現在は、ファミリーを対象に地域医療対 策課と中津市食生活改善推進協議会と連携 し、毎回楽しく料理を行っています。

今後も男性が積極的に参加しやすい学習 の機会の提供に努めます。



(ファミリー向け料理教室の様子)

主要課題1 男女共同参画社会に向けた意識改革							
の方向	回(1)意識改革のための啓発	主な担当課					
1	構演会や講座などの開催						
主な取組	●男女共同参画社会の形成のための諸課題をテーマとした講演会などを開催し、広く市民の皆さんの関心と理解を高めるための啓発を促進します。	人権・同和対策課					
2	B様な広報媒体を活用した啓発						
主な取組	●活字・映像・インターネット等多様な通信媒体を活用してわか りやすい広報啓発に努めます。市報・ホームページ等掲載。	人権・同和対策課					
37	市民参加型の意識啓発活動の支援						
主な取組	<ul><li>●地域や企業、各種団体などが行う研修会へ講師などを派遣し、 意識啓発の促進を図ります。</li></ul>	人権・同和対策課					
45	男女共同参画をテーマにした市職員研修会の充実						
主な取組	●男女共同参画の視点に立った行政推進のため、市職員を対象と した研修を充実し、日々の業務における意識啓発と職場環境の改善を図ります。	総務部総務課 市民病院総務課					
の方向	③(2)家庭・職場・地域における社会制度・慣行の見直し	主な担当課					
1	家庭・職場・地域における社会制度・慣行の見直し						
	●地域における男女の固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や しきたりを見直し、男女が対等な立場で参加できる地域活動の推 進を図ります。	人権・同和対策課					
主な取組	●家庭・職場・地域の慣行などで、性別の偏りが生じているもの、 または、生じる恐れのあるものについて見直しを呼び掛けます。	人権•同和対策課					
	●働く場での性別による差別の解消のため、事業主や労働者に対し、 啓発に努めます。	人権 • 同和対策課 商工 • 雇用政策課					
	の 主な取組 ② 主な取組 ③ 主な取組 ④ 主な取組 方 ① 主な取	の方向(1)意識改革のための啓発  ① 講演会や講座などの開催  主 な					

主要課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進						
施策	の方向	①(1)保育所・幼稚園・学校における男女共同参画教育の推進	主な担当課			
	1					
	主な取組	●人格形成に非常に重要な幼児期教育において、性別にとらわれない、人間としての個性と能力を十分伸ばすことのできる環境の整備に努め、保育所関係者や保護者を対象とした研修会などを開催し、意識啓発を図ります。	子育て支援課			
	25	男女共同参画に関する教育の推進				
具	主な	●男女共同参画意識の育成と人権教育の推進で豊かな人間性の実現のため、各教科の教育課程での位置づけを明確にするとともに授業参観、各懇談会、各種通信、講演会などを通して、保護者への啓発推進に努めます。	学校教育課			
具体的な施築	取 組	●あらゆる学習活動等のなかで、「男子」「女子」と分け隔てなく、一人一人が認められる取り組みを推進していきます。男女共同参画社会の形成促進に向けての学習を社会科や人権学習及び生徒会活動などでさらに充実させます。	学校教育課			
策	③ 孝	致育関係者のための研修会・講演会の開催				
	主な取組	●男女共同参画の視点に立った教育推進のため、教職員などへの 研修機会の充実に努めます。	学校教育課			
	41	固性を尊重した生徒指導・進路指導の推進				
	主な取組	●性別にとらわれず、個々の能力、適性を重視した生徒指導・進路指導を推進します。	学校教育課			
施策	の方向	回(2)生涯にわたる男女共同参画学習の推進	主な担当課			
	19	男女共同参画の視点に立った講座・学級の開催				
具::	主な	●男女が共に参加しやすい学習機会の充実に努めます。	人権・同和対策課			
具体的な施策	取組	●男女が共に参加し楽しめる講座や学級の開催を推進するとともに、現在、全公民館において実施している生涯学習教室、女性学級等との連携を図ります。	社会教育課			
策	2	子育て世代への参加促進				
	主な取組	●子育て中の男女が講座や学級へ参加しやすくなるよう、託児の 実施を推奨します。	子育て支援課			



	主要課題3 男性・子どもにとっての男女共同参画						
施策	の方向	回(1)男性・子どもにとっての男女共同参画への意識啓発	主な担当課				
 具 ::	19	男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発					
体的な施策	主な取組	●男性・子どもにとっての男女共同参画の意義について、理解を深めるとともに、自活能力を高めるために市民を対象とした講演会や研修会を開催します。	人権・同和対策課				
施策	の方向	3(2)男性の家庭・地域への参画の推進	主な担当課				
	1)5	月性の家庭生活への参画促進					
	主な取組	●男性の家事・育児・介護への参画を促進するために、「子育てパパ応援講座」「ファミリー向け料理教室」等、講演会・講座を開催するなど、男性が参加しやすい学習の機会を提供し、男性の家庭生活への参画促進を図ります。	人権・同和対策課 子育て支援課 介護長寿課				
具体的	25	月性の地域活動への参画促進					
が施策	主な	●企業における意識啓発の取り組みを推進します。	商工・雇用政策課				
	取組	●孤立しがちな高齢男性などに対する日常生活自立に向けた支援を行います。	介護長寿課				
施策	の方向	3 (3)子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	主な担当課				
	1)=	子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、将来を見通した自己形成の推					
具体的な施	主な	●次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進めます。	子育て支援課 学校教育課				
施 策	組	<ul><li>●男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、 学校において健康教育や性教育を推進します。</li></ul>	学校教育課				







## 男女共同参画のための社会環境づくり(地域・労働)

## ~「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 に基づく中津市推進計画~

#### 1 計画の位置付け

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。)第1条の目的を達成するため、同法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、本計画と一体化し、策定するものとします。

【該当箇所】 本計画

基本目標 Ⅱ 男女共同参画のための社会環境づくり(P11~23)

#### 2 計画策定の趣旨

≪女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会≫

正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性を対象としています。

女性活躍推進法では、その対象と目指すべき社会について、以下の通りとしています。

- トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を 両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているもの の育児・介護等を理由に働いていない約300万人に上る女性の希望 の実現のため。
- 責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まることで、女性の登用を促進する。
- ・働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や、職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によってその思いを叶えることができる社会。
- 男女がともに多様な生き方働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

#### 主要課題 1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

#### 【現状と課題】

国の第4次男女共同参画基本計画では「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性の占める割合を少なくとも30%程度」との目標設定をしています。

中津市においては第五次中津市総合計画で、各種審議会等委員への女性の参画促進について、女性の登用率を2021年度に40.0%、2026年度に50.0%と目標設定をしていますが、平成31年度が25.8%であり、目標達成のためには更に努力が必要な状況となっています。

今回の改訂にあたり、第五次中津市総合計画に合わせ各種審議会委員の女性の登 用率を令和8年度末までに50%と設定します。

多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から女性の参画をあらゆる分野において進めていくことが必要です。

#### 【数值目標】

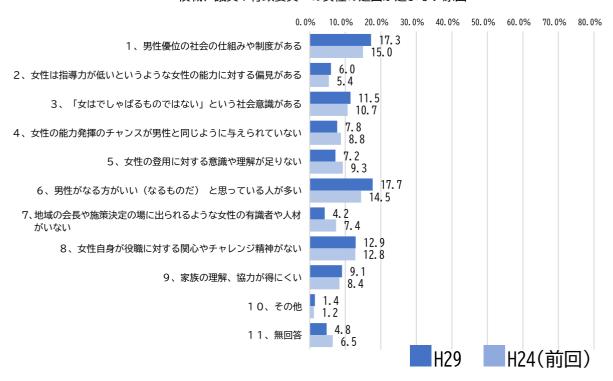
	現況値	目標	票値
各種審議会委員の 女性の登用率	2014年 (平成26年度末)	2021年 (令和3年度末)	2026年 (令和8年度末)
	26.4%	40.0%	50.0%

#### 【各種審議会委員の女性の登用率の推移】



#### 【女性の進出が進まない原因】

役職、議員や行政委員への女性の進出が進まない原因



☆平成29年度市民意識調査結果より☆

「自治会や町内会、 PTAなどの役職、 議員や行政委員への女性の進出が進まない原因は何だと思いますか」について、全体では 「男性がなる方がいい(なるものだ)と思っている人が多い」と回答した人が17.7%で最も多く、次に「男性優位の社会の仕組みや制度がある」と回答した人が17.3%となっています。

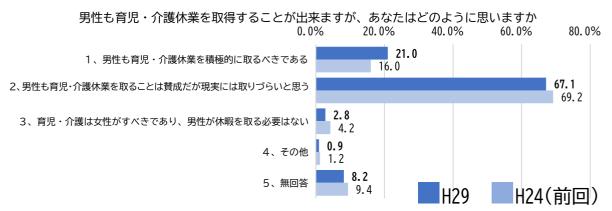
女性では「男性がなる方がいい(なるものだ)と思っている人が多い」と回答した人が19.0%で最も多く、次に「男性優位の社会の仕組みや制度がある」と回答した人が16.3%となっています。男性では「男性優位の社会の仕組みや制度がある」と回答した人が18.7%で最も多く、次に「男性がなる方がいい(なるものだ)と思っている人が多い」と回答した人が16.5%という結果になっています。

#### 主要課題 2 仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援

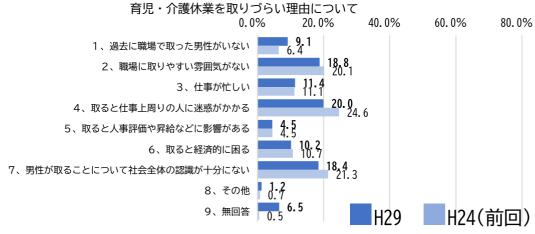
#### 【現状と課題】

家事、育児、介護はいまだに女性が担う割合が高く、男性は仕事が中心となる生活になりがちなため、家事、育児等の家庭生活に十分に関われない現状があります。 少子高齢化、雇用形態の変化などが進む中で長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と家庭の両立を実現することが今後の男女共同参画の推進を行う上で最も重要な取り組みの一つです。

#### 【男性の育児・介護休業取得について】



#### 【育児・介護休業を取りづらい理由について】





(平成30年度男女共同参画週間記念講演会の様子)

中津市では毎年、男女共同参画週間 (6月23日~29日)に合わせ、 「男女共同参画週間記念講演会」を 開催しています。

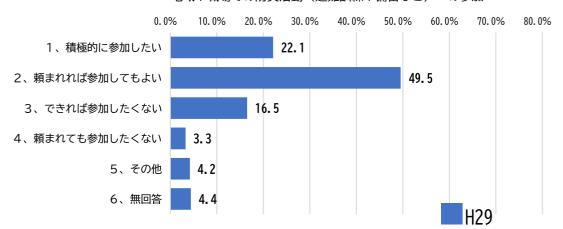
#### 主要課題 3 防犯・防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等さまざまな変化が生じています。災害時や、地域での防犯対策等において高齢者や障がいのある人、女性、子どもへの対応など、男女共同参画の視点に立った施策が不可欠で、かつ、これまでの男性中心の状況から女性が参画していくことが重要です。

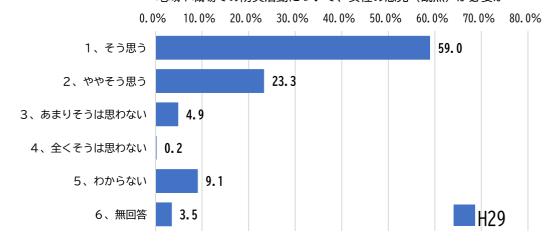
#### 【地域や職場での防災活動(避難訓練や備蓄など)への参加について】

地域や職場での防災活動 (避難訓練や備蓄など) への参加



#### 【地域や職場での防災活動について、女性の意見(観点)について】

地域や職場での防災活動について、女性の意見(観点)が必要か



「地域や職場での防災活動への参加」について、「頼まれれば参加してもよい」 と回答した人が最も多い結果となっています。

さらに、「地域や職場での防災活動について女性の意見(観点)は必要だと思いますか」について、「そう思う」と回答した人が最も多い結果となっています。

#### 主要課題 4 就業機会の拡大と労働環境の整備促進

#### 【現状と課題】

今後の経済社会の活力として、女性の労働力に対する期待は大きいものがあります。 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正・施行に伴い、女性の働く環境は、 徐々にではあるものの、職場と家庭が両立できる環境づくりがすすめられています。

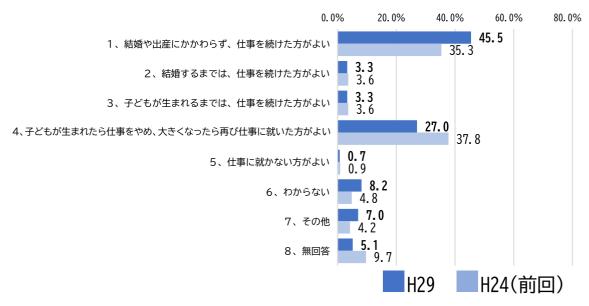
しかし、現実には女性は、結婚、出産、育児、介護などを理由に、働き続けること を希望しながらも退職を余儀なくされることもあります。

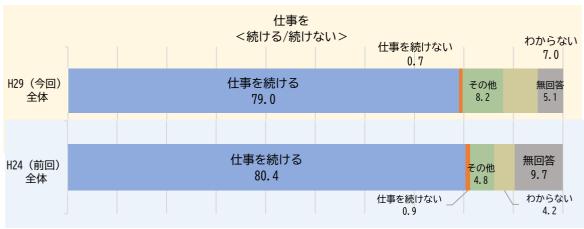
また、男女の賃金格差や昇進・昇格の不平等など、まだまだ男性が優遇されているのが現状です。

女性が経済的にも社会的にも自立し、男性と共に社会を担っていくということは、 男女共同参画社会をつくっていく上で必要なことです。

#### 【女性が仕事をもつことについて】

#### 女性が仕事をもつことについてどう思いますか

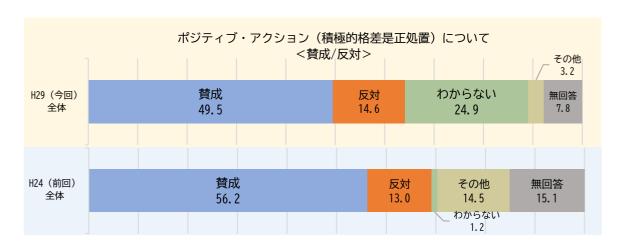




#### 【ポジティブ・アクション】

ポジティブ・アクション(積極的格差是正処置)についてどう思いますか





#### ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参加する男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参加する機会を積極的に提供することをいい、個々の状況に応じて実施していくもの。

#### 主要課題5 農林漁業・商工業などの自営業における男女共同参画の促進

#### 【現状と課題】

固定的性別役割分担意識については、様々な意識改革に取り組んではいますが、なかなか解消までには至っていないのが現状です。そのような中、特に農林漁業や自営業の従事者における男女共同参画は、依然として古い慣行や習慣が根強く残っていることから、なかなか進展していない状況にあります。

高齢化等に伴い担い手の減少が進む中、女性の果たす役割は益々重要となっていますが、その役割が目に見える形で評価されることは少なく、適切な経済的評価が求められています。

農林漁業において、家族の中でお互いの役割や労働時間、報酬などを明確化する「家族経営協定」には大きな意味があり、引き続き取り組んでいく必要があります。

中山間地等では特に、高齢化や後継者問題等厳しい状況がありますが、今後、若者にも魅力ある農山漁村づくりを進めるためには、女性の能力を十分に活かすため、個人の人権と主体性が尊重される仕組みづくりをすることが、重要な課題と考えられます。

商工業などの自営業においては、経営者または家族従事者として女性は大きな役割を担うとともに、家事、育児、介護といった役割の多くも女性が担っています。

事業と生活の場が密接不可分であることから、女性の事業活動、家事労働に対する評価が不十分です。労働力の重要な担い手である女性の地位向上のための啓発・支援に努め、商店主に対して男女平等意識を啓発する取り組みが必要です。

さらに、意欲的な女性労働者に対する理解と協力を求め、女性の就業を支援するための就業形態に応じた講座などの充実が求められています。



	主要課題1 政策・方針決定の場への女性の参画促進							
施策	の方向	り(1)各種審議会等委員への女性の参画促進	主な担当課					
	①審議会等への女性の参画促進							
	主な取組	●多くの女性意見反映のため、各種審議会等への女性の積極的登 用を促進します。	人権・同和対策課					
具体	2	審議会等委員の公募の拡大						
的な施策	主な取組	●幅広い分野からの市政参画と同時に機会拡大のための公募制度の確立を図ります。	人権・同和対策課					
	33	女性の意識の啓発						
	主な取組	●女性が、政策や方針決定の場に積極的に参画する意識を高める ための啓発を推進します。	人権・同和対策課					
施策	の方向	り(2)各種団体や企業における女性の参画・登用促進	主な担当課					
	1)3	女性職員の職域拡大と管理職等への登用						
具体的	主な取組	●女性職員の職域拡大と人材育成に努め、管理・監督職への登用 の推進を図ります。	人権・同和対策課					
な 施	23	女性の職域拡大に関する啓発の推進						
策	主な取組	●事業所等に対する女性の職域拡大の推進と、女性自身の意識改 革の促進を図ります。	人権・同和対策課					
施策	の方向	句(3)女性の人材育成と確保	主な担当課					
	1)3	女性の人材育成						
	主な取組	●社会の幅広い分野に参画する女性の育成のための女性リーダー研修を推進するとともに、各種研修会、学習会等の充実を図ります。	人権・同和対策課					
	23	女性人材リストの整備・活用						
具体的な施策	主な取組	●各分野での女性人材情報を把握し、女性人材リストの整備及び ネットワークの構築を図ります。	人権・同和対策課					
施	3ī	†政参加についての情報収集・提供						
策	主な取組	●女性の市政への参画状況を定期的に調査し、情報の提供を促進 します。	人権・同和対策課					
	4	各種女性団体活動への支援						
	主な取組	●女性の社会参画促進のため各種女性団体の活動を支援します。	人権・同和対策課					

	主要	要課題2 仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バラ	ンス)支援
施策	の方向	回(1)仕事と生活の調和の実現	主な担当課
	11:	土事と家庭の両立支援のための啓発	
具 体	主な	●ゆとりと豊かさのある生活を実現し、職業生活と家庭生活との 両立を目指した啓発を推進します。	人権・同和対策課
体的な	組	●健康で豊かな生活に向け、長時間労働を抑制するとともに、年 次有給休暇の取得を促進します。	商工•雇用政策課
施策	2	家庭生活における男女共同参画意識の啓発	
R	主な取組	●家族一人ひとりが家庭の大切さを再認識し、男女が共に家事、 育児、介護などの家族的責任を果たせるための啓発推進に努めます。	人権・同和対策課
施策	の方向	1 (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	主な担当課
	1	B様なライフスタイルに対応した子育て支援対策の充実	
		●保育サービスおよび児童の放課後対策の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
具体	主な取り	●地域における子育て支援体制の整備と充実を図ります。	子育て支援課
的な施施	組	●男女が共に働き続けられるように育児休業・子の看護休暇・介 護休業制度等の普及、取得の促進を図ります。	人権・同和対策課 子育て支援課 商工・雇用政策課
策	21:	土事と介護を両立するための支援	
	主な取組	●介護サービスの充実を図るとともに、仕事と介護の両立のための相談・情報提供等の充実を図ります。	介護長寿課
施策	の方向	回(3)各種団体・地域活動への支援	主な担当課
	1)7	ドランティア活動への参加意識の高揚	
	主な取組	●講演会などの開催により、諸活動に対する参加意識の高揚を図 ります。	人権・同和対策課
	27	社会活動に対する事業所などの支援	
具体的な施策	主な取組	●事業所などに対して、地域との共生を基本とした地域社会活動への参画と理解の促進を図ります。	人権・同和対策課
が施	33	交流の場の活用と情報の提供・共有化	
一 策 ———————————————————————————————————	主な取組	●各種団体やグループの活動を紹介し、相互の交流の場の提供や ネットワークづくりに向けての支援を強化します。	社会教育課
	4	<b>社会活動への参加の推進</b>	
	主な取組	●ユニバーサルデザインの考え方を基本として、年齢や障がいの 有無、性別に関わらず誰もが社会の様々な活動に参加できるよう なユニバーサル社会の実現を推進します。	人権・同和対策課

# 主要課題3 防犯・防災・環境その他の分野における 男女共同参画の推進

施策の方向(1)防犯・防災に関する男女共同参画の推進

主な担当課

体的な施等

主

な

取

組

主

な

取

組

①防犯・防災の分野における男女共同参画の促進

●防犯・防災の分野に女性の視点を取り入れるなど固定的な性別 役割分担意識を見直し、女性の参画を促進します。

防災危機管理課 市民安全課

施策の方向(2)環境などの地域課題への男女共同参画の促進

主な担当課

(体的な施管

①環境分野における男女共同参画社会

●身近な取り組みが環境保全につながるという意識の啓発を図り、 活動への積極的な参加を促進します。

環境政策課



【女性防災士による非常食(災害用備蓄品)の試食会】





【市民グループによるごみ拾い活動】

	主要課題4 就業機会の拡大と労働環境の整備促進						
施策	の方向	回(1)職場における男女均等の推進	主な担当課				
	1)5	男女の雇用機会均等についての啓発 					
	主な取組	●関係機関との連携を図りながら、男女雇用機会の均等と待遇の 均等についての啓発を図ります。	商工•雇用政策課				
	2	識場における男女均等の促進と慣行の見直し					
具	主な取組	●各事業所において男女均等に関する講演会を開催し、職場環境 や慣行の見直しなどへの啓発を推進します。	人権・同和対策課 商工・雇用政策課				
具体的	37	ポジティブ・アクションの促進					
的な施施	主な取組	●仕事面における男女の事実上の格差を解消するため、企業など への啓発を図ります。	人権·同和対策課 商工·雇用政策課				
策	41	2クシュアル・ハラスメントの防止					
	主な取組	●セクシュアル・ハラスメントを予防するための職場環境づくり と啓発を推進します。	人権·同和対策課 商工·雇用政策課				
	<b>5</b>	労働相談窓口の設置					
	主な取組	●関係機関と連携し、雇用、待遇、環境、労働条件などに関する 相談への対応を図ります。	商工•雇用政策課				
施策	の方向	③(2)パートタイマー・派遣労働者の就業条件の整備	主な担当課				
	①京	就業条件向上に向けての啓発					
具 体 的	主な取組	●関係法規の啓発推進と多様な就業形態における就業条件の整備 を関係機関とともに図ります。	商工•雇用政策課				
な 施	②京	就業条件などに関する相談窓口の設置や情報提供					
策	主な取組	●就業条件などに関する相談及び情報の提供の充実を図ります。	商工•雇用政策課				
施策	の方向	③(3)女性の就業・再就職の支援	主な担当課				
	①京	就業・再就職のための情報提供の充実					
	主な取組	●就職、職業能力向上のための講座の開催や情報提供の充実を図ります。	商工•雇用政策課				
具	②京	就業・再就職に役立つ学習会の開催					
具体的な施策	主な取組	●職業意識と能力の向上をめざした、各種講座や企業向け雇用促進のための講座などの機会や情報の提供を図ります。	商工•雇用政策課				
施	③京	就業・再就職に関する支援					
一束	主ない	●出産、子育てなどで職場を離れた女性などが、再就職できるように、中津市人材バンク事業を通して、有資格者などと企業の雇用マッチングを図ります。	商工•雇用政策課				
	粗	●新設・増設を行う製造業などの事業者が、市内在住の女性を雇用する際、助成を行い、女性雇用の推進を図ります。	企業誘致•港湾課				

#### 農林漁業・商工業などの自営業における 男女共同参画の促進 主な担当課 施策の方向(1)意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ①家内労働者の意識改革 具体 ●主に農山漁村に残存している固定的性別役割分担意識に基づく 農政振興課 的 主 慣行や習慣を解消する啓発活動を推進します。 林業水産課 な な 取 施 ●農業委員会において、女性委員の登用が推進されるよう啓発等 組 農業委員会 を実施します。 施策の方向(2)女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備 主な担当課 ①経営への参画支援 主 な ●女性が技術や専門知識を取得するための講習会開催や人材育成 農政振興課 取 のための研修会など、情報提供を図ります。 林業水産課 組 ②就業条件の整備 主 ●家内労働者の労働条件の向上と生活の安定のため、家族経営協 な 農政振興課 定の締結促進や就業形態に応じた講座などの充実に努め、関連諸 取 林業水産課 法の周知や諸制度の普及を関係機関とともに推進します。 具体的 ③労働・生活環境の改善 ●「パートタイム労働法」「労働者派遣事業法」「家内労働法」 な 「男女雇用機会均等法」などの周知徹底を図ることで、事業者に 商工•雇用政策課 よる就業条件の整備を促進します。 策 主 ●事業所の新設・増設を行う製造業などの事業者が、女性が働き な やすい職場づくりのために必要な施設・機械を導入するための支 企業誘致•港湾課 取 援を行います。 組 ●新たに女性の雇用を検討している農業者が、女性が働きやすい 環境を整備するために必要な施設・機械を導入するための支援を 農政振興課 行います。 ④女性の活躍推進 主 ●女性のチャレンジを促進し、創業者数の持続的確保や女性なら ではのアイデアを活かしたビジネス創出を図る起業創業希望者の な 商工•雇用政策課 取 掘り起こしと、対象者への情報発信を目的とした女性起業家支援 組 セミナーを開催します。

主要課題5



### 男女がともに自立し、安心して活躍できる生活づくり (健康・福祉)

#### 主要課題 1 生涯にわたる健康の維持・増進

#### 【現状と課題】

女性と男性がお互いの身体的な違いを十分理解し、お互いを思いやる気持ちを持って生きていくことが大切です。そのためには心身及びその健康について正確な知識や情報を提供することが重要です。特に女性には、妊娠や出産など生涯をとおして男性と異なる健康上の問題に直面することへの配慮が必要です。

中津市においては、健康相談や健康教室、健診後の保健指導などにより健康づくり支援を行っています。

また、赤ちゃん訪問や乳幼児健診においても、母子やその家族に対して健康支援を行っています。個人だけではなく、地域での健康づくりも、食生活改善推進協議会、運動で健康づくり推進協議会、母子保健推進協議会の活動を通じて取り組んでいます。

今後も、住民一人ひとりが自分自身の健康を考え、行動できるよう情報の提供を行い保健サービスの充実を図っていきます。そして地域全体で個人の健康づくりを支えられるよう、関係機関との連携を強めながら取り組みを推進します。



#### 主要課題 2 多様な家族形態に対応した施策の充実

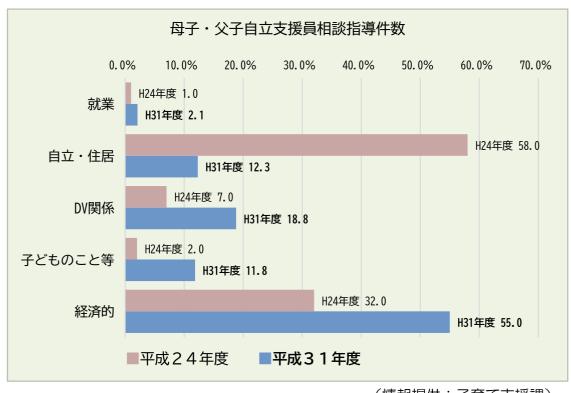
#### 【現状と課題】

近年、ひとり親家庭が増加の傾向にある中、さまざまな問題を抱えています。 相談内容については「経済的」なことの相談が、平成31年度は最も多く、 「自立・住居」についての相談が減少してます。また「DV関係」「子どものこ と等」についての相談件数は増加しています。

このような状況から、ひとり親家庭等のさまざまな問題やニーズに対応できることが課題です。母子父子自立支援員が問題に応じた必要な支援や情報提供を行い、関係機関との連携強化と相談体制の充実を図るとともに、気軽に相談や交流ができる場づくりの提供などの支援を促進します。

また、自立した生活を送ることができるよう、資格や技能習得に向けた就業支援を推進します。

生活習慣の変化や価値観の多様化などにより、高齢者のみの家庭、障がいのある人がいる家庭など、多様な家族形態が存在しており、お互いを認め合う意識の 啓発が必要です。



(情報提供:子育て支援課)

#### 主要課題3 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備

#### 【現状と課題】

中津市における高齢化率は30.1%(令和2年3月現在)と超高齢社会を迎えています。高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員としてとらえることが必要です。高齢者が、介護を必要としない生活を送るための教室や講演などを開催し、生きがいを持って生活できる環境づくりに努めなければなりません。

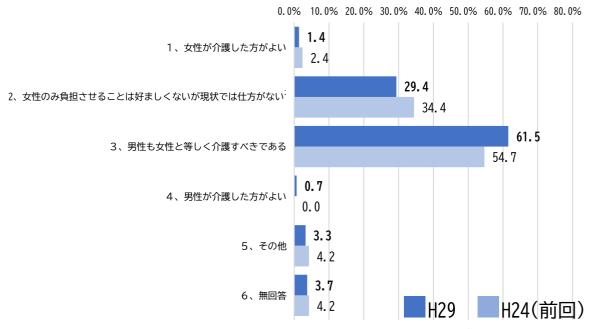
また、障がいのある人が家庭や地域で安心して暮らせる社会づくりが、重要な課題の一つです。障がいのある人に対する偏見をなくし、障がいのある人が地域で自立し、社会参画できるような制度・支援事業などの環境整備に努めます。

#### 【家庭での介護について】

高齢者や障がいのある人の介護について、平成29年度市民意識調査では、「家庭での介護についてどのように対応したいと思いますか」という問いに対し「2、女性のみ負担させることは好ましくないが現状ではしかたない」が減少し「3、男性も女性と等しく介護すべきである」が増加しているという結果となっています。

高齢者や障がいのある人ともに介護を必要とする場合には、一人に負担がかからないような配慮が大切であり、介護に関する相談業務の充実を図ることが必要です。

#### 家庭での介護について、どのように対応したいか



☆平成29年度市民意識調査結果より☆

#### 主要課題4 子育て支援の充実・施策の推進

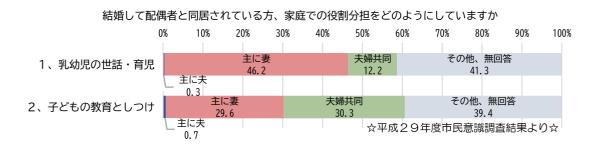
#### 【現状と課題】

核家族が増えている中で、家庭においては「育児は母親の役目」という固定的な考えなどによって、父親が育児に関わる時間が少なく、母親に家事・育児の負担がかかっている状況があります。地域の中で育児不安や悩みを抱える親、心の問題を抱えた子どもの相談など子育てをめぐる環境がめまぐるしく変化しています。

中津市では、要保護児童対策地域協議会のもとで、児童福祉、保健医療、教育、 警察、司法、人権擁護等の関係機関と連携して、組織的・専門的に困りを抱えた 家庭や子どもの支援に取り組んでいるところです。

また、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、延長保育、休日保育、病児保育、一時預かり事業などを実施しており、就労形態の変化や育児負担の増大など多様化している保育ニーズへの体制を整えるとともに、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業等の取り組みを推進しています。

今後も、子ども・子育て支援事業計画の中で、地域の子育て支援事業を計画的に取り組む必要があります。





主要課題1 生涯にわたる健康の維持・増進								
施策	の方向	③(1)生涯を通じた男女の健康の保持増進	主な担当課					
具件	具 ①健康相談、健康教育等の充実・促進 体							
体的な施策	主な取組	●生涯を通じた健康の保持増進のため、健康教育、健康相談等への対応の充実を図ります。	地域医療対策課					
施策	の方向	③(2)妊娠・出産等に関する健康支援	主な担当課					
	①£	受性保護に関する啓発						
	主な取組	●妊娠と出産に関する女性の意思を尊重しながら、安心して子どもを産めるように、妊娠、出産、育児など母子保健に関する正しい知識の普及を図ります。	地域医療対策課					
	②保健指導の充実							
	主な取組	●健康づくりのためのパンフレットやチラシを配布し情報の提供に努め、学校保健関係者との連携を図り、保健指導を充実し健康の保持増進をすすめます。	地域医療対策課					
具生	34	壬産婦、乳幼児の健康診査、育児相談・指導の実施						
具体的な施策	主な取組	●妊産婦、乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査及び保健相談・指導を実施するとともに、受診率向上に向けての体制の整備を図ります。	地域医療対策課					
	41	方問指導・健康相談事業の推進						
	主な取組	●母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査・訪問などの機会や電話 相談等を通じて、妊産婦、乳幼児の保健・栄養等の問題に対する 相談を推進します。	地域医療対策課					
	<u> 5</u>	子どもへの適切な医療の確保及び乳幼児・児童・生徒への疾病予防対策の	推進					
	主な取組	●子どもの健やかな成長と適切な医療の確保を図るための医療費助成、並びに乳幼児・児童・生徒を対象とした各種予防接種を実施・勧奨します。	地域医療対策課					



#### 主要課題2 多様な家族形態に対応した施策の充実 施策の方向(1)ひとり親家庭に対する福祉施策の向上 主な担当課 ①相談窓口の充実、連携強化 主 で取 ●母子父子自立支援員による生活・就業に関する相談・指導等、 子育て支援課 関係機関との連携強化と相談体制の充実を図ります。 組 ②各種制度や社会的支援情報の提供 具体的· 主 な施 ●生活の安定・自立のため、各種手当や助成等に係る情報を提 な 子育て支援課 取 供します。 組 ③生活自立のための連携・情報提供 主 な ●養育者の生活安定と自立促進のための技能習得事業の充実・ 子育て支援課 取 支援や、関係機関との連携を図ります。 組 施策の方向(2)多様な家族形態を認めあう意識啓発 主な担当課 ①多様な家族形態を尊重する意識の啓発 具体 的 主 な で取 ●生活習慣の変化や価値観の多様化等により存在する、多様な 人権 • 同和対策課 家族形態を認めあう意識の啓発を図ります。 施 組 策



## 主要課題3 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる 環境の整備

		**************************************	
施策	の方向	り(1)高齢者が安心して暮らせる環境の整備	主な担当課
	1)	↑護予防・生活支援対策の推進	
		<ul><li>●高齢者が介護を必要とせず、生きがいをもって自立した生活を 送れるための教室や講演の充実を図ります。</li></ul>	介護長寿課
	主な取組	●高齢者が生活しやすい生活環境の整備に努めます。	介護長寿課
		●高齢者の雇用拡大支援策(各種助成金制度や税制面での優遇措置)の推進と、経験豊かな高齢者の知識等を生かしたシルバー人材センターでの社会活動の促進を図ります。	介護長寿課 商工•雇用政策課
	2	<b>冨祉サービスの充実</b>	
具体的な施策		●高齢者の生活相談・職業相談窓口の充実を図り、地域社会活動への取り組みを支援します。	介護長寿課 商工•雇用政策課
施策	主な	●個人に応じた最適なサービスが提供できるよう在宅福祉サービ スの確保に努めます。	介護長寿課
	組	●介護施設、デイサービスセンター等の整備を図ります。	介護長寿課
		●介護サービス基盤の計画的な整備を図ります。	介護長寿課
	31	个護者のための相談事業の推進	
	主な取組	●介護に関わる課題や悩みごと等の相談業務の推進を図るととも に、関連施設との連携を強化し相談業務の充実を図ります。	介護長寿課
施策	の方向	0(2)障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備	主な担当課
	18	章がいのある人の自立と社会参加の促進	
具	主な	●障がいのある人が就職できる機会の確保につながる啓発の推 進を図ります。	福祉支援課
具体的な施策	組組	●子育てをする障がいのある人に対しての理解や支援を促進し ます。	子育て支援課 福祉支援課
策	21	个護者のための相談事業の推進	
	主な取組	●介護に関わる課題や悩みごと等の相談業務の推進を図るととも に、関連施設との連携を強化し相談業務の充実を図ります。	介護長寿課 福祉支援課
		30	

主要課題4 子育て支援の充実・施策の推進								
施策	の方向	回(1)子育て支援制度の充実	主な担当課					
	11:	保護者ニーズに応えた保育サービスの提供						
	主な取組	●多様化する保育ニーズに対応するため、様々な保育サービスの 充実を図ります。	子育て支援課					
	21	也域等における子育て支援の推進						
	主な取組	●子育て支援センターや保育所、放課後児童クラブ等、身近な地域社会での子育て支援体制の充実を図ります。	子育て支援課					
	3	子育てに関する相談体制の充実						
具体的な	主な取組	●子ども家庭総合支援拠点による、育児不安などに関する相談支援体制の充実及び子育て世代包括支援センター等との連携強化を図ります。	子育て支援課					
施 策	④子育てに関する情報提供							
	主な取組	●ホームページや子育て支援アプリの充実を図るほか、子育て支援センター等との連携による子育て支援情報の提供の促進を図ります。	子育て支援課					
	51	企業や事業所における啓発及び支援						
	主な	●職場で共に働く部下やスタッフの人生を応援しながら、組織の 業績の結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができ る上司「イクボス」の推進を図ります。	子育て支援課					
	組	●育児休業法の周知を図り、男女がともに取得しやすい職場環境 づくりのための啓発を推進します。	人権•同和対策課					
施策	の方向	り(2)子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進	主な担当課					
	1)	子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現						
具体的な	主なる	●関係機関や民間団体との連携により、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、きめ細やかな相談支援体制の充実を図ります。	子育て支援課					
施策	組	●子どもの診療に際しては児童虐待の早期発見に努め、児童虐待が疑われる場合は、院内マニュアルに沿って対応し再発の予防に 努めます。	市民病院総務課					

### 人権の尊重と男女共同参画促進の環境づくり(暴力の根絶・人権)

## ~「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 に基づく中津市基本計画~

#### 1 計画の位置付け

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として、本計画と一体化し、策定するものとします。

【該当箇所】 本計画

基本目標IV 人権の尊重と男女共同参画促進の環境づくり (P32~42)

#### 2 計画策定の趣旨

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となり得る行為で、重大な人権侵害です。 被害者は多くの場合は女性であり、配偶者やパートナーが暴力をふるうことは、個 人の尊厳をなくし、男女平等を実現する大きな妨げになっています。

こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために国では、平成 13年に「配偶者暴力防止法」を策定しました。

さらに、平成20年1月に「配偶者暴力防止法」が一部改正され市町村において も、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的 な計画を策定することが努力義務になりました。

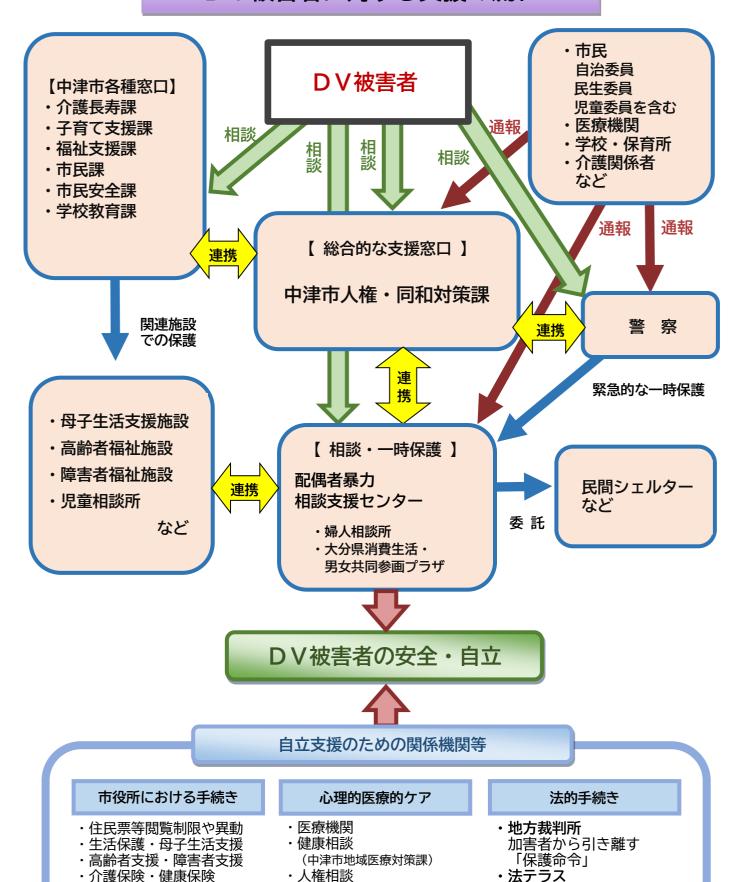
中津市においても、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援を推進するため、 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づいて「中津市 基本計画」を策定し、この計画に基づき総合的かつ計画的に施策の充実を図ります。

#### DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者(事実婚を含む)や配偶者であった者、または生活の本拠を共にする交際相手等、親密な関係からの「暴力」をいいます。



# DV被害者に対する支援の流れ



(中津市人権・同和対策課)

・母子父子自立支援 (中津市子育て支援課)

・就学・転校・保育所

・年金など

法律相談

# 組織体制

# 総合窓口

# 人権·同和対策課

■ 相談を受けて相談者の状況により以下の担当課と連携します

相談内容	担当課	
18歳未満の子どもがいる場合	子育て支援課、学校教育課	
高齢者の場合	介護長寿課	
障がい者の場合	福祉支援課	
上記以外の場合	人権·同和対策課、市民課	

# DV(夫やパートナーからの暴力)で悩んでいるあなたへ

#### 主な相談窓口

#### ☆中津市役所 人権·同和対策課 0979-22-1229(直通)

月~金(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15

#### ☆女性の人権ホットライン(大分地方法務局) 0570-070-810

月~金(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15

#### ☆おおいた性暴力救援センター(すみれ) 097-532-0330

月~金(祝日・年末年始を除く) 9:00~20:00

#### ☆配偶者暴力相談支援センター 097-544-3900

■電話相談 月~金 9:00~21:00

土日祝 13:00~17:00、18:00~21:00

#### ☆大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス) 097-534-8874

月~金(祝日・年末年始を除く) 9:00~16:30

#### ☆中津警察署 0979-22-2131

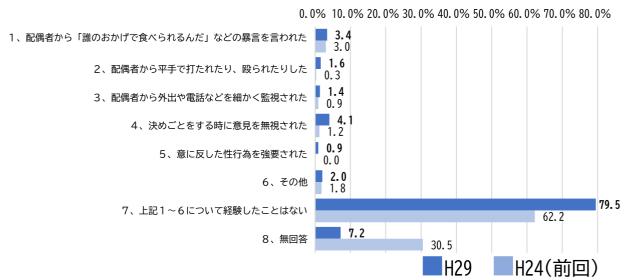
月~金(祝日・年末年始を除く) 9:15~18:00

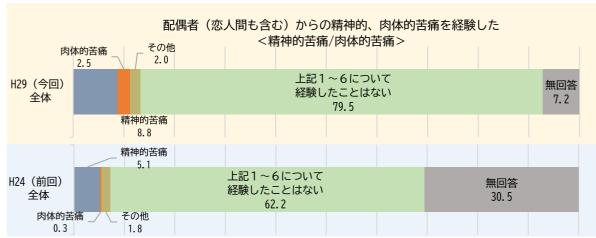
#### 主要課題 1 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

重大な人権侵害であるDV、セクシュアル・ハラスメントやストーカー等の相談 件数が年々増加している傾向にあります。DVは暴力を手段にして配偶者などを支配しようとする行為であり、その背景にはそれを容認する性差別意識が存在します。 中津市の市民意識調査では、配偶者(恋人間も含む)から受けた「精神的暴力」が8.8%、「身体的暴力」が2.5%となっています。

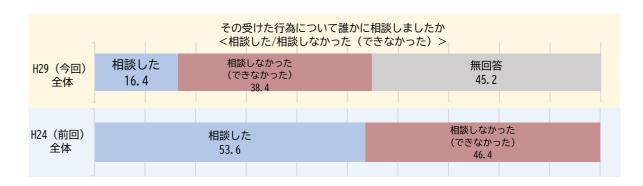
#### 配偶者(恋人間も含む)からの精神的、肉体的苦痛を経験した





【精神的苦痛】 1、配偶者から「誰のおかげで食べられるんだ」などの暴言を言われた 3、配偶者から外出や電話などを細かく監視された 4、決めごとをする時に意見を無視された

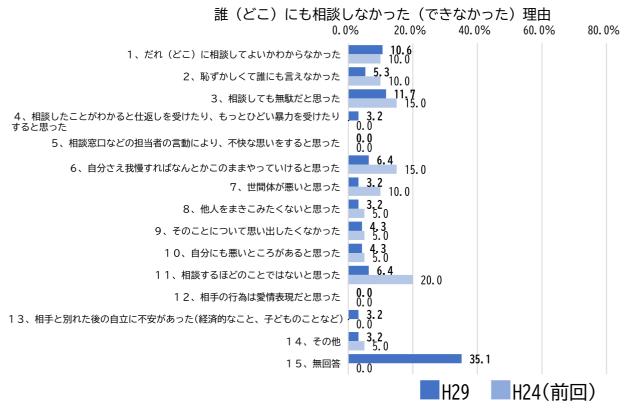
【肉体的苦痛】2、配偶者から平手で打たれたり、殴られたりした 5、意に反した性行為を強要された 6、その他 7、上記1~6について経験したことはない 8、無回答で分類



受けた行為について、相談しなかった(相談できなかった)と回答した人が、38.4%という結果になっています。

DVの被害者は、だれにも相談せず、あるいは相談できないまま我慢し、犯罪行為が潜在化してしまうことがあります。

被害者が安心して相談できる体制を整備し、関係課、関係機関との連携や相談窓口の周知を強化することが必要です。



「デートDV」も増加傾向にあることから、加害者にも被害者にもならないような対等な立場で、相手も自分自身も尊敬できる関係の作り方について学ぶことに加えて、若年層からの意識啓発などこれまで以上にDV防止のための啓発や被害者の相談、保護や自立支援の強化の必要があります。

#### デートDV

親密な関係にある、またはあった交際相手からの様々な暴力のことをいいます。近年は、高校生や大学生など、若者の間で問題が生じています。

#### 「女性に対する暴力をなくす運動」期間 毎年11月12日~11月25日

暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。 特に配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー 行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成し ていくうえで克服すべき重要な課題です。

(内閣府男女共同参画局より)

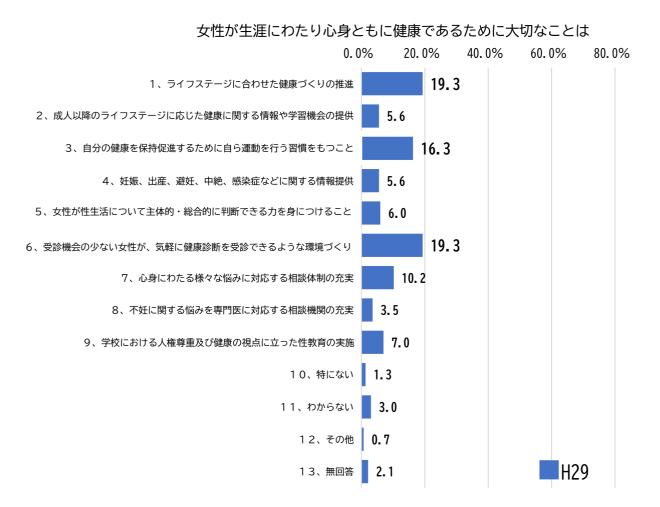
#### 主要課題2 人権尊重・人権擁護の体制づくり

#### 【現状と課題】

男女が互いの特性を理解し、互いに助け合いの意識を持って暮らすことが、心身ともに健康を維持していくうえで大切なことです。

しかし、現状ではDV、パワハラ、セクハラなどの言葉をよく耳にします。 こうした状況を是正するためには、子どもの頃からの健康教育や性教育、食育などの推進を図るとともに、人権を守る意識の啓発が必要です。

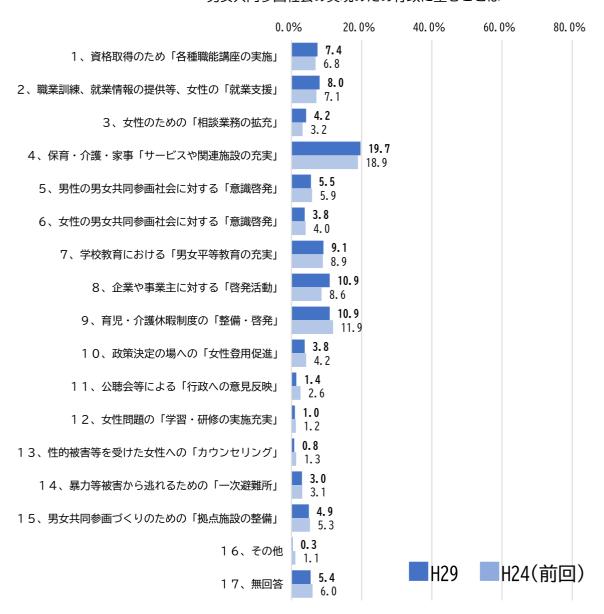
#### 【女性が生涯にわたり心身ともに健康であるためには】



生涯にわたり心身の健康保持・増進を図るため、思春期、子育て期等の各ライフステージに応じた健康管理、特に女性においては母性機能の社会的重要性についての認識を浸透させることが重要です。

#### 【男女共同参画社会の実現のため行政に望むことは】

#### 男女共同参画社会の実現のため行政に望むことは



#### 中津市では!

「中津市人権施策基本計画」を策定し、市民と行政が一体となり家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組んでいます。

「いつでも、どこでも、何人でも」をモットーに、専任講師が開催場所にお伺いして人権研修会、学習会を無料で開催します。

#### 主要課題 3 国際化社会における理解と協調

#### 【現状と課題】

男女共同参画の推進が、女子差別撤廃条約、世界女性会議の成果(行動計画等)等の国連活動など、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行わなければなりません。

中津市においては平成22年度より、国際交流の担当係を設置し、観光の面などで外国人を対象とした取り組みを行っています。観光パンフレットの外国語対応版を作成したり、観光案内板においても外国語の表示をしたりと、受け入れ態勢に様々な工夫を行っています。

在住外国人との交流については、地域に共に住む者同士としての共生に向けて、 それぞれの国の文化、習慣などへの理解を深めるとともに、日本の文化や生活習 慣などへ理解を得るための取り組みや情報の提供も大切です。

相互理解を深める機会の充実を図ることや、生活していく上でのさまざまな問題に直面する外国人に対し、身近に相談などの生活支援ができる体制づくりも重要です。

近年、グローバル化の進展に伴い外国人が増加しています。中津市においても、約1600人(令和2年3月現在)もの外国人が生活をしています。さらに女性であることで複合的に困難な状況におかれている人々等について、男女共同参画の視点に立って取り組みを進める必要があります。





主要課題1 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶						
施策	の方向	主な担当課				
	①퉳	①暴力を根絶するための意識啓発				
具体的な施策	主な取組	●職場や家庭、地域における様々な暴力の根絶に向けて、講演会の開催や広報活動の充実を図り、加害者を作らないための啓発に努めます。	人権・同和対策課			
		●若年層の男女間におけるDV(デートDV)の防止に向けた研修等の充実を図るとともに、学校教育において暴力を許さない人権教育の充実を図るよう努めます。	人権・同和対策課 学校教育課			
施策	の方向	主な担当課				
	①通報体制及び相談体制の整備					
具体的な施策	主な取組	●暴力被害者を発見する機会の多い医療機関、介護・障がい関係者、保育所等などの福祉関係機関及び民生委員等に啓発を行い、 情報提供・通報について理解・協力を求めます。	人権・同和対策課 子育て支援課 介護長寿課 福祉支援課 学校教育課			
		●中津市DV対策基本計画を策定し、安心して相談ができるよう 相談体制の充実と関係機関との連携を強化します。	人権・同和対策課 市民安全課 子育て支援課			
		●DV相談窓口と役割を明確にし、相談対応職員にスキルアップ 講習を実施するなど担当部所での相談体制の充実させ、市民に対 しての周知を図ります。	人権・同和対策課			
		●診療の際にはDV被害の早期発見に努め、DV被害が疑われる 場合は、適切な関係機関等へつなげることで再発の予防に努めま す。	市民病院総務課			
	②被害者の保護体制の整備					
	主な取組	●配偶者暴力相談支援センターとの連携を図ります。	人権・同和対策課 市民安全課 子育て支援課			
		●同伴児童の支援に努めます。	子育て支援課			

「女性に対する暴力をなくす運動」期間 毎年11月12日~11月25日

SOROPTIMIST耶馬溪の皆さんと 啓発活動を行っています

主要課題2 人権尊重・人権擁護の体制づくり							
施策	施策の方向(1)人権としての性を尊重する教育・意識の啓発 主な担当課						
具体的な施策	1)	へ 大権を守る啓発活動の推進					
	主な取組	<ul><li>●女性の人権を尊重する啓発を行うことにより、男女共同参画の 視点に立った意識改革の推進を図ります。</li></ul>	人権・同和対策課				
		●LGBTなど性的マイノリティへの差別や偏見の解消に向けた 啓発に努めます。	人権・同和対策課				
	②人権尊重につながる性教育の推進						
	主な取組	●男女が互いの人格を尊重し認めあう心を育てるための段階的性教育の推進に努めます。	学校教育課				
	③行政刊行物等における人権を尊重した表現の推進						
	主な取組	●行政が発行する広報出版物が遵守すべきガイドラインの設定や、 性別に基づく固定観念にとらわれない内容表現の推進を図ります。	秘書広報課				
	④セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止対策の推進						
	主な取り組	●企業の事業主等へ、セクシュアル・ハラスメント等が人権侵害 行為であるという認識の浸透を図るため学習会等の意識啓発活動 を推進します。	人権・同和対策課				
		●市の職員に対する調査、相談窓口の充実を図ります。	総務部総務課 市民病院総務課				

#### LGBTとは

女性の同性愛者であるレズビアン、男性の同性愛者であるゲイ、両性愛者であるバイセクシュアル、身体の性と心の性が違う人であるトランスジェンダーの頭文字を並べたもので、性的マイノリティの事をいいます。

LGBT当事者は、周囲の人に理解されずに、いじめや暴力被害を受けることが多く、カミングアウト(表明、公表すること。)できない実態から、つらい体験を抱えていることが明らかになってきています。

困難を抱えた男女の人権が尊重されるとともに、性の多様性を容認する社会の実現が求められます。

#### 性的マイノリティとは

「出生時に判定された性別(身体の性)と性自認(自分が認識している自分自身の性別) が一致し、かつ、性的指向が異性」というパターンに当てはまらない人たち。性的少数者。



(「人権の花運動」の様子を展示)

#### 「人権週間」 毎年12月4日~12月10日



主要課題3 国際化社会における理解と協調						
施策の方向(1)国際感覚の向上 主な担当課						
	①国際的視野を身につけた児童・生徒の育成					
具体的	主な取組	●それぞれの発達段階に応じた、学校教育における語学力の向上 や国際理解を深める教育の推進を図ります。	学校教育課			
を施	25	ト国語教室等の講座開催				
策	主な取組	●外国の文化に関する知識を得る機会を充実し、国際理解・国際 感覚の向上を図ります。	社会教育課			
施策	の方向	1(2)在住外国人と地域における交流の推進	主な担当課			
	17	E住外国人への情報提供・相談の充実				
	主な取組	●きめ細かなパンフレットの作成など、外国人への情報提供や相 談への充実に努めます。	観光推進課 総合政策課 商工•雇用政策課			
旦	②国際化に対応したまちづくり					
具体的な施	主な取組	●公共施設内外の表示や市中に設置してある案内板等の表示への 配慮を図ります。	観光推進課			
策	3	③講座・交流会の開催				
	主な取組	●中津市に在住する外国人の子育ての不安を解消し、子育ての楽しみを共有するため、子育て支援センター等において外国人親子の交流の機会を提供します。	子育て支援課			
		●日本語教室等を開催し、在住外国人が生活しやすい環境の整備を図るとともに、身近で気軽な交流の場として在住外国人との交流会の開催をすすめます。	社会教育課			
施策の方向(3)外国人が安心して暮らせる環境の整備 主な担当課						
	17	E住外国人が安心して暮らせる環境の整備				
具体的な施策	主な取組	●日本語教室(豊田・如水)を開催し、在住外国人が生活しやす い環境の整備を図る。	社会教育課			
		●公民館活動等を通して日本の文化や風習について学ぶ機会を設けるよう努めます。	社会教育課			



## 【1】計画の推進管理

●中津市男女共同参画計画の策定に当たっては、中津市男女共同参画推進懇話会の意見を聞き、設定された目標の達成度や進歩状況を報告、連携しながら男女共同参画施策を推進します。

## 【2】国・県及び関連機関との連携

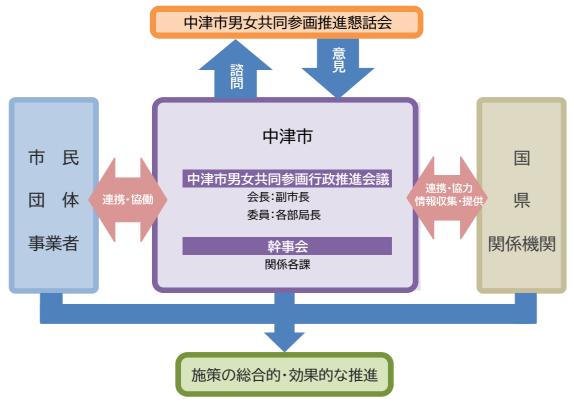
●国・県の計画や方針の積極的な情報収集に努め、各種施策へ反映させます。 また、国・県の行政機関や関連自治体との協力連携を強化し、広域的な取り 組みが必要な問題の解決を図ります。

# 【3】市民、事業者、各種団体等との連携

●計画を効果的に推進するため、市民、団体、事業者などがそれぞれの立場で主体的に取り組むよう働きかけるとともに、相互に連携・協働していきます。

## 【4】庁内推進体制の充実

- ●計画の全庁的な推進を図るため、副市長、各部局長からなる「中津市男女 共同参画行政推進会議」を充実させるとともに、関係課が緊密に連携を保ち ながら各施策を総合的かつ効果的に推進します。
- ●市職員への男女共同参画の理念の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った市政の推進に努めます。



#### 第3次中津市男女共同参画計画

発行日 2021年(令和3年)4月

発 行 中津市

編 集 中津市生活保健部 人権・同和対策課

**〒**871 - 8501

大分県中津市豊田町 14番地3

電話 0979 - 22 - 1229 (直通)